

ルネサスは「指名解雇」リストラをやめよ

「指名解雇」リストラは社会問題

4月22日（火）に電機・情報ユニオンは、ルネサスエレクトロニクス社との第3回目の団体交渉を行いました。

前回同様に、今回の交渉においてもユニオンから会社へは、人員削減施策の状況や、施策の費用対効果の定量的な説明などについて質問事項を事前に提出しました。しかし会社からは、3月12日の人員削減施策のアップデートが海外の社員には直接配信されていないなどの一部の回答を除いては、前回とほぼ同じ内容の回答しかなく、不十分な内容でした。

ユニオンからは、ルネサスのリストラや定期昇給見送りが、すでに国会で取り上げられ、メディアを通じて広く社会に知られるなど、「社会問題」となっていることへの認識を促しました。米田特別執行委員は、「もはや個別の労使関係の問題ではなく社会問題になっている以上、あいまいにすることはできない」と主張しました。また、茨城労連の岡野事務局長は、「個社の勝ち残りという視点だけでなく、地域を守り社会的責任を果たすという視点が無ければ、ルネサスという存在の価値が、社会から認められなくなる」と追求しました。

ルネサスが社会的責任を果たすよう、今後も追求をしていく方針を確認しました。

＜第3回団体交渉に臨む交渉団＞



ユニオンへの加入で退職強要がストップ

3月12日に会社から人員削減施策に関するアップデートがなされ、施策が4月中旬まで延長されることが社員に通知されました。この延長期間中に繰り返し退職強要面談を受けた労働者から、先月新たに電機・情報ユニオンへ相談がありました。それまでに4回の面談を受けさせられ、4回目の面談では上長から「なぜ辞めないのか理由を言え」と数十分間ひたすら詰問をされるといった退職強要を受けたと言います。そこでユニオンへの相談後、当人にはただちに加入してもらい、会社には加入の通知と退職強要面談の停止を求めた団体交渉の申し入れを行いました。その翌日には、予定されていた5回目の面談が中止となり、ひとまず直接的な退職強要は止まっています。

会社は団体交渉の場でも、ユニオンの組合員と把握している社員にに対しては、面談を行っていないと言っています。もし「面談を拒否できなくて困っている」、もしくは「これから面談があるかも知れない」、といった心配がありましたら、ひとりで悩むよりも、電機・情報ユニオンへご相談ください。

ルネサス懇

ルネサス関連労働者懇談会

E-Mail : renesaskon@gmail.com

Web site : <http://www.renesaskon.net/>

住所 : 〒142-0043 東京都品川区二葉2-20-8

染野ビル2F 電機労働者懇談会気付

TEL : 03-6421-5323 FAX : 03-6421-5324

一人でも入れる 困ったら

電機・情報ユニオン

〒142-0043 東京都品川区二葉2-20-8

染野ビル2F

Tel 03-6421-5323, Fax 03-6421-5324 Email : denkiunion@gmail.com



日本共産党・辰巳議員から経産大臣に質問

日本共産党の辰巳孝太郎衆院議員は、4月9日の衆議院の経済産業委員会において、ルネサスのリストラ問題を取り上げ、武藤容治経産大臣に見解を求めました。

この委員会の答弁を通じて、ルネサスに対しては2018年から現在までに300億円弱（甲府工場再稼働の159億円を含む）の公金が投入されていることが判りました。莫大な黒字を出し、国からの補助金も受け取りながら、一方で「指名解雇」リストラによる人員削減を行い、社会からの賃上げ要求に背を向けて定期昇給さえも行わず、ただ柴田CEOだけが10億円を超える報酬を得るなど、ルネサスの企業行動の異常さを辰巳議員は指摘しました。

とりわけ違法の疑いのある「指名解雇」リストラについては、これを黙認することが半導体産業全体の振興にもマイナスの影響を及ぼすと考えられることから、経産大臣からも止めるようにメッセージを出すべきと指摘をしました。これに対し経産大臣からは「人材は企業活動の基礎であり、半導体産業の再興に向けて、人材の育成、確保」が重要との認識が示されました。そして、経産省として「引き続き状況を注視」し、必要があれば会社から「状況を伺うことも含めて適切な対応を行いたい」と答弁しました。（委員会の模様はYouTubeから視聴できます。）

＜4月9日衆議院経済産業委員会で質問する辰巳議員＞



経産省に「指名解雇」リストラの実態を告発し要請

4月25日（金）に、電機・情報ユニオンは、全労連、東京地評とともに、経済産業省に対し「指名解雇」リストラの中止に向けた要請行動を行いました。日本共産党の辰巳衆院議員にも同席していただきました。

今回の要請行動では、「指名解雇」リストラを規制する法整備の必要性や、ルネサスのように国の補助金をもらいながら黒字でもリストラを行う企業の問題性などについて、経産省からの「レクチャー」という形で、省としての見解の説明を求めました。あわせて、ビジネスと人権に関する指導原則にのっとり人員削減策および定期昇給見送りを改めさせることや、3回以上の個人面談は退職強要となることの再確認などについても求めました。

上記4月9日の経済産業委員会において、武藤経産大臣からは「人員削減を行うにあたっては、労働組合との協議などが重要」との答弁もありました。今回の人員削減施策が労使協議の対象ではないとする会社の姿勢が、これに反するものであることは明白です。また、会社が「十分に行っている」という社員とのコミュニケーション（個人面談）について、実際には20回以上も「辞めない」と主張していながら執拗に面談を繰り返すといった退職強要が行われており、事実上の指名解雇になっている点も指摘しました。

以上の事実を踏まえ、労働者を守るべく、経産省から会社に対し言うべきことは言うように要請しました。

＜レクチャーの模様 4月25日衆議院会館会議室にて＞

